

第 11 回延岡市農業委員会会議録

(令和 6 年 5 月 28 日)

1. 開催日時 令和6年5月28日(火)午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 17 名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 壽徳	2	佐藤 純子	3	花畑 志良一
4		5	菊池 光雄	6	小西 吉寿
7		8	須藤 寛之	9	貫 藍
10	松下 康廣	11	小野 有紗	12	遠田 祐星
13	高橋 利喜哉	14	緒方 武彦	15	牧野 博文
16	安藤 重徳	17	甲斐 亜季	18	松田 宗史
19	矢野 光一				

4. 欠席委員 1 名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 22 名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 孝	2	甲斐 充伸	3	久富 喜良
4	吉田 嘉	5	松田 純二	6	
7	佐藤 隆美	8	松田 成歳	9	酒井 渡
10	甲斐 秀雄	11	横山 博章	12	山内 憲次
13	岩切 伸行	14	甲斐 正太郎	15	甲斐 詳三
16	甲斐 一太郎	17	田口 誠	18	松原 学
19	戸高 久文	20	池内 米生	21	甲斐 昭浩
22	黒田 五司	23	岩佐 美基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 41 号 農地法第 3 条 所有権の移転について
議案 第 42 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権）
議案 第 43 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案 第 44 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案 第 45 号 非農地証明願について

- 報告 第 38 号 農地法第 4 条の届出について
報告 第 39 号 農地法第 5 条の届出について
報告 第 40 号 農地法第 18 条第 6 項の通知について
報告 第 41 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について

- 協議 第 17 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
協議 第 18 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
協議 第 19 号 令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について（別冊）

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	菊 池 麻里子
		農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 総括主任	中 西 美 香
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	稲 村 齋	北川産業建設課 専門主事	渡 辺 親 弘

8. 会議の概要

9 : 30 開会 事 務 局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議 長	皆さん、おはようございます。
事 務 局 長	<p>それでは、ただ今から第 11 回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p> <p>はい。本日は委員総数 18 名中 17 名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 2 番、佐藤純子委員と委員番号 18 番、松田宗史委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 41 号 農地法第 3 条 所有権の移転についてから議案第 45 号 非農地証明願についてまでの議案 5 件、報告案件 4 件、協議案件 3 件となっております。</p> <p>なお、今回の、農地利用最適化推進委員の活動報告につきましては、戸高久文推進委員と甲斐孝推進委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>後ほど報告をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 41 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案致します。</p> <p>整理番号 1 番、2 番について、横山博章農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
横 山 推 進 委 員	<p>おはようございます。整理番号 1 番につきまして、説明いたします。</p> <p>場所は東浜砂の田、合計 2,268 m²です。譲渡人の方は 85 歳で、お一人で農地を守ってこられたのですが、譲受人からこの田んぼの管理はしてもらっておりました。娘さんが宮崎の方におられて、そちらの方という事になりますので、農地を必要な方に提供したいという事で贈与という形で譲受人に所有権を渡すという案件になります。譲受人の方は数年前からこの農地で耕作しておりまして、周りは田んぼで、地域調和に関する問題につきましても、何ら問題はないと思います。</p> <p>続いて、整理番号 2 番ですけれども、場所は出北 6 丁目の田、1,004 m²です。普及セン</p>

<p>議 長</p>	<p>ターの北の方に位置する周りは全部田んぼの農地です。譲渡人と譲受人との契約なのですが、譲受人は譲渡人の農地のすぐ隣も耕作されていて、集約するためにも、ぜひという事で今回の契約に至りました。前にも申しあげました通り、周りは農地なので地域調和に関しては何ら問題ないと思います。</p> <p>整理番号1番に関しては5月26日、2番につきましては、5月25日に現地で確認を行っております。皆様のご審議を宜しくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号3番、4番について、委員番号5番、菊池光雄委員より説明をお願い致します。</p>
<p>菊池委員</p>	<p>はい、委員番号5番、菊池です。3番4番について、説明を申し上げます。</p> <p>3番の所在は北方町曾木地区で、畑が4筆の合計977㎡です。譲渡人は曾木地区在住の方で譲受人も同じく曾木地区在住の方です。先日5月26日に正太郎推進委員と譲受人立ち合いのもとに現地調査をしました。この二人は親子で、今一緒にすんでおりまして、譲渡人が高齢でしてこの際手続きしておいた方が良いだろうとの事で本案件になっております。地域要件については問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、4番案件の説明を申し上げます。所在は、北方町曾木地区で田が3筆、計1,302㎡です。譲渡人は北方町南久保山在住の方で、譲受人も同じく北方町南久保山在住の方です。理由は経営規模拡大です。この案件も先日5月26日に正太郎推進委員と譲受人立ち合いのもとに現地調査を致しました。この二人は親戚関係でありまして、譲渡人の体調が悪くて耕作ができないので譲受人が引き受ける事になったそうです。地域要件につきましては問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号5番について、委員番号6番、小西吉寿委員より説明をお願い致します。</p>
<p>小西委員</p>	<p>はい、委員番号6番、小西です。整理番号5番について説明します。農地の所在は、北浦町古江の畑で、面積が732㎡です。5月22日に推進員松原さんと現地調査をしました。譲渡人と譲受人の関係は親戚で、譲渡人の母が去年亡くなって、相続を息子がしたのですが、長年人工透析の送り迎えを譲受人がしてくれたので、家と土地をあげたいという事になったみたいです。地域との調和は何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号6番について、委員番号8番、須藤寛之委員より説明をお願い致します。</p>
<p>須藤委員</p>	<p>はい、委員番号8番、須藤です。整理番号6番について説明します。農地の所在は北川</p>

<p>議 長</p>	<p>町の畑が 1 筆 480 m²です。譲渡人は北川町在住で、譲受人も北川町在住です。二人は親子関係で遺産相続の贈与との事です。5月25日に私と推進委員の池内さんと譲受人の3名で現地調査を行いました。譲受人は今後も今まで通り作付けをしていくとの事なので地域との調和関係も何ら問題はありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、整理番号7番について、委員番号9番、貫藍委員より説明をお願ひ致します。</p>
<p>貫 委 員</p>	<p>はい、委員番号9番、貫です。よろしくお願ひします。整理番号7番について説明致します。農地の所在は稲葉崎町2丁目、地目は田で185 m²です。譲渡人は無鹿町在住の方で、譲受人は稲葉崎町在住の方です。理由といたしましては経営規模拡大です。5月26日に、私と久富推進委員、譲受人の3名で現地調査を行いました。一見田んぼの位置がわからなかったのですが、185 m²という事で隣接する田んぼと一枚の田んぼになっていました。譲受人は労力1人で最近少し腰を痛められて作業の方は地元の糶摺り業者に委託するという事です。田んぼの周りは時期的にもきれいにされており地域との調和要件は問題ないです。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号8番について、委員番号12番、遠田祐星委員より説明をお願ひ致します。</p>
<p>遠 田 委 員</p>	<p>はい、委員番号12番、遠田です。整理番号8番についてご説明をいたします。所在は尾崎町で地目が田、面積が304 m²となっております。譲渡人は尾崎町在住の方で、譲受人は稲葉崎町在住の方です。労力1人で理由は経営規模拡大となっております。5月26日に私自身と松田推進委員、譲受人の3人で現地調査を行いました。こちらは譲受人の農地が隣接しており、田を一枚にする為の所有権移転という事でした。譲受人の方も今度自分ができなくなった時に次にしてくださる方がやりやすい形にしていきたいという意向を示しておりました。地域との調和要件も問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号9番、10番について、委員番号15番、牧野博文委員より説明をお願ひ致します。</p>
<p>牧 野 委 員</p>	<p>おはようございます。委員番号15番の牧野です。整理番号9番と10番についてご説明いたします。9番は所在が小野町、地目が田、面積は736 m²です。譲渡人は若葉町在住の方で、譲受人は柚木町在住の方です。経営状況は6,316 m²、経営規模拡大となっております。この土地は譲受人が4、5年前から耕作しておりまして、その前も別の親戚の方が作っておられました。今後も水田として活用するという事で、地域との調和要件は何ら問題ないと判断致しました。5月25日に、私と甲斐秀雄委員と譲受人の3人で現地調査をいたしまして、何ら問題はないと判断致しました。</p>

牧 野 委 員	次に10番について説明いたします。小野町と石田町の田んぼ5筆、合わせて2,884㎡です。譲渡人は恒富町在住の方で、譲受人は鶴ヶ丘在住の方です。このお二人は兄弟でありまして、遺産相続の時に譲渡人にこの田んぼ5筆が渡りましたが、十数年前から譲受人の方が既に耕作しており、今後も耕作するとの事でした。5月26日に私と甲斐秀雄委員と譲受人の3人で現地調査をいたしまして、今後も水田として耕作していくとの事で、何ら地域との調和要件も問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書の1ページから10ページをご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？
議 長	何かございませんか？
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
議 長	続きまして、議案第42号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は所有権移転分です。 なお、整理番号1番については、松田成歳農地利用最適化推進委員と、整理番号2番については、山内憲次農地利用最適化推進委員と関連がございますので、退席後の審議となります。では、松田推進委員と山内推進委員退席をお願いします。
議 長	それでは事務局より説明をお願い致します。

事務局	<p>はい。それでは議案第 42 号、農用地利用集積計画の決定について、所有権移転分をご説明いたします。議案書は 5 ページとなります。</p> <p>整理番号 1 番につきましては、農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は行藤町の田、1 筆、1,969 m²の所有権移転となっております。譲受人は、行藤町で水稻、施設野菜を中心に農業経営をされており、今回の農地は施設野菜を作付けする計画となっております。</p> <p>計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えます。</p> <p>次に、整理番号 2 番につきましては、農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は塩浜町、沖田町の田、4 筆、合計 3,731 m²の所有権移転となっております。譲受人は、塩浜町、沖田町 片田町で水稻を中心に農業経営をされており、今回の農地も水稻を作付けする計画となっております。</p> <p>計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？</p>
議長	<p>何かございませんか？</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p>
議長	<p>松田推進委員と山内推進委員の再入場をお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 43 号 農地法第 4 条の許可申請並びに議案第 44 号 農地法第 5 条の許可申請について提案致します。この案件は、同一の申請者による連坦した転用許可申請であるため、一括して審議いたします。</p> <p>この案件は県に進達する分です。それでは、農地法第 4 条並びに農地法第 5 条、整理番号各 1 番ついて、委員番号 2 番、佐藤純子委員より説明をお願い致します。</p>
佐藤(純)委員	<p>はい、委員番号 2 番、佐藤です。農地法第 4 条並びに第 5 条、整理番号各 1 番についてご説明をいたします。農地の所在は小峯町の自己所有地で 4 条です。後の小峯町 2 筆と合わせて合計 3 筆、地目は全て田、面積は合計 362 m²になっています。譲渡人 2 人は小峰町在住の方で、譲受人は柚の木田町在住の会社員の方です。自己所有の田と合わせて転用</p>

	<p>し、一般住宅を建築したいとの事で今回の名義変更と転用を申請したものです。5月22日に現地確認を私と推進委員の黒田さん、事務局、県の担当者、司法書士の方々と行いました。地図を見てもらうと、8ページと11ページになりますが、この土地の西側は以前同じように住宅としての転用があった所で、すでに建築中でした。北側の広い土地はゲートボール場としてこの日も皆さん楽しんでおられました。第1種農地となっておりますが、排水関係も前の方と同じところで配水管を通すという事で、営農への支障はなく問題ないと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>議案第43号と議案第44号の整理番号1番につきましては、周辺に10ha以上の一団の農地の区域内にある生産性の高い第1種農地となります。7ページ並びに10ページに記載しておりますが、</p> <p>申請地周辺には家屋が連なり、相当の街区が形成されていることから生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？</p>
議 長	<p>何かございませんか？</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p>
議 長	<p>続きまして、議案第45号 非農地証明願いについて提案致します。</p> <p>整理番号1番について、委員番号13番 高橋利喜哉委員より説明をお願い致します。</p>
高 橋 委 員	<p>はい、13番、高橋です。非農地願いについて調査いたしましたので、ご報告します。</p> <p>所在地は妙見町の田んぼ3筆、面積が637㎡です。5月22日に、推進委員の山内憲次さん、岩切伸行さんと私、それと代理人の行政書士の立ち合いのもと実施しました。現場は土々呂から赤水に渡る三松公園の橋があるのですが、その真南です。現場は芦や雑木などが茂っていて、ここ10年耕作しておられません。今後も農地としての回復は無理だと</p>

高橋委員	推進委員と話して判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？
議長	何かございませんか？
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
議長	以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第 38 号、農地法第 4 条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっております。</p> <p>議案書の 16 ページに記載しておりますが、1 件の届出があり、田が 1 筆の 133 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 39 号、農地法第 5 条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。</p> <p>議案書の 18 ページから 19 ページに記載しておりますが、9 件の届出があり、田が 4 筆の 1,440 m²、畑が 6 筆の 2,009 m²、計 10 筆の 3,449 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 40 号、農地法第 18 条第 6 項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>議案書の 21 ページに記載しております。2 件の届出があり、田のみ 3 筆、1,650 m²の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 41 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。</p> <p>議案書の 23 ページから 24 ページをご覧ください。今回 10 件の届出があり、田が 35 筆の 20,763 m²、畑が 9 筆の 2,201 m²、計 44 筆の 22,964 m²となっております。</p> <p>なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p>

議 長	ただ今、事務局より報告がありました。報告内容について、ご質問はございませんか？
議 長	無いようなので報告を終わります。
議 長	次に協議第 17 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局よりご説明をお願い致します。
事 務 局	<p>こちらは、中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。議案書の 26 ページになりますが、</p> <p>まず、整理番号 1 番から 3 番が下南方地区、</p> <p>次に、整理番号 4 番、5 番が東延岡地区、</p> <p>次に、整理番号 6 番から 13 番が南浦地区、</p> <p>次に、整理番号 14 番が沖田地区、</p> <p>次に、整理番号 15 番から 40 番が下祝子地区、</p> <p>次に、整理番号 41 番から 44 番が三須・三輪地区、</p> <p>次に、整理番号 45 番、46 番が北川川内名地区、</p> <p>次に、整理番号 47 番が北川長井地区、</p> <p>次に、整理番号 48 番から 53 番が個別での促進計画となっております。</p> <p>次に、議案書 31 ページが耕作者変更の促進計画となっております。整理番号 1 番から 4 番までが伊形地区、</p> <p>次に整理番号 5 番から 7 番までが沖田地区、</p> <p>次に整理番号 8 番から 12 番までが個別での促進計画となっております。</p> <p>今回の促進計画では、30 ページの表下にあるとおり 22 人の出し手から 53 筆、44,612 m²の農地を個人 9 人、2 法人に配分するとともに、耕作者変更については 32 ページの表下にあるとおり 5 人の出し手から 12 筆、8,064 m²の農地を個人 1 人、2 法人に配分する計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明がありました。説明内容についてご質問はございませんか？
議 長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。

議 長	次に協議第 18 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、事務局よりご説明をお願い致します。
事 務 局	（事務局説明）
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか？
議 長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。
議 長	次に、別冊になりますが、協議第 19 号 令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、事務局よりご説明をお願い致します。
事 務 局	（事務局説明）
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はございませんか？
議 長	意見も無いようですので、本件につきましては事務局の案を採用し、委員の皆様へに通知するものとしたします。
議 長	続きまして、農地利用最適化推進委員さんからの担当地区の活動について報告をお願いしたいと思います。まず、初めに戸高久文推進委員から報告をお願いします。
戸 高 委 員	<p>昨年の 7 月から第 19 地区を担当しています推進委員の戸高です。第 19 地区は三川内になります。そもそも北浦は海岸部と山間部に分かれており、山間部の方が三川内になります。三川内は、市尾内、大井、梅木、歌糸、下塚の 5 地区からなります。そのうち 4 地区が昭和 53 年から基盤整備がされ、概ね 1 反 5 畝から 2 反 1 畝の区画で川沿いを含めて水田が整備されています。そのような中で、高齢化の波が押し寄せてきており、休耕地も増えてきています。今のところ何とか、飼料用稲やタバコ、甘藷などが作られている状況です。</p> <p>また現在、地域計画の座談会をやっていますが、頭の中を過るのが高齢化の問題です。「あと 10 年経ったら私たちはいないかも知れない。それでは困るんだ。」と言っていますが、如何せん就農人口も少なくなっている中で、それをどうするのが一番の問題と考えています。若い人達が農業をやっているような仕組みを作っていないと、大変なことになると思っています。私たちがいなくなった後、どうやって田畑、農地を守っていくかを考えた時に、地域計画の話が出てきたので、これは前向きに考えていこうと思っ</p>

<p>議 長</p>	<p>てやっているところです。</p> <p>また、これからの農業も不安で、特に牛が安い。聞くところによると北海道では和牛を生産しているという話を聞いた。その影響もあって牛の価格が落ちてきているのではないかと考えています。そうなれば延岡市で牛を生産する人が少なくなって、飼料用稲を生産する人も少なくなっていく。それはそれで問題だと思っています。延岡市でも、農協や普及センターなど関係機関に尽力してもらって、新しい品目を見つけてほしいと思っています。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。只今の戸高久文推進委員の活動報告について、何か質問等はないでしょうか？</p> <p>(質問なし)</p> <p>また後でもいいので質問していただければと思います。</p> <p>続きまして、甲斐孝推進委員からの活動報告をお願いします。</p>
<p>甲 斐 孝 委 員</p>	<p>第1地区を担当しています甲斐孝です。私は、浦城、熊野江、須美江、島野浦を担当しています。松下農業委員の下でご指導いただいています。初めての土地で、地域的には不案内なところもありますが、地図を参考にしながら、地区の田畑を点検しています。</p> <p>浦城では、地元の方に、昔は田だったところを案内してもらいましたが、多くの農地でカヤ等が生茂って耕作放棄地になっていました。</p> <p>熊野江、須美江は、鳥獣害対策の柵がしっかりされて管理されていました。須美江では、キャベツをMトラストが管理し、稲作は2人が耕作しているとのことでした。熊野江については、一部はキャベツ畑で農家の方7～8名できれいに管理されていました。</p> <p>島野浦については、まだ2回しか渡っていませんが、1人ではわからないので、改めて松下農業委員に引率してもらいたいと思います。</p> <p>私は他の地区で活動を行っていますが、以前から北川の川坂地区で友人の農作業を手伝っています。田植えが終わった後、畔に2m間隔に棒を立てて、紐を張るという作業をしましたが、地域で農地を守るというのは大変だなと感じています。島野浦、須美江、熊野江でも農地を守るということが如何に大変かを感じさせられています。</p> <p>私の地域では、市林務課や関係機関の支援で獣害対策の柵を3kmほど実施しました。生産組合や農地所有者含めて、毎週日曜日に14～15人の協力をいただきながら3月まで取り組んできました。家によっては高齢で作業に出られず、他市にいる息子さんが呼び出してくれたところもありました。その作業を通じて、地域の連帯感が増したと思いますし、絆が深まったと思っています。「将来は、延岡に帰って来て、農業をやってもらわないと困るぞ。」と吹き込んでいるところです。</p> <p>今、知らないところで活動していますが、地域の皆さんと沢山ふれあいながら、生産者の方や農地を持っている方の意見を聞きながら、行政に地域の声を届けられるように努めていきたいと思っています。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。お二人の方に報告をしていただきましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いしたいと思います。何か質問はないでしょうか？</p> <p>(質問等なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>今回もお二人の方には素晴らしい報告をしていただきました。他の推進委員さんも今後の推進活動の参考にしていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>また、来月は、岩佐美基推進委員と甲斐充伸推進委員のお二方になっておりますので、よろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>では、その他となっております。事務局より連絡事項についてお願い致します。</p> <p>(事務局より説明)</p> <p>以上を持ちまして第11回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。</p>

会 長 甲 斐 壽 徳

2 番 佐 藤 純 子

18 番 松 田 宗 史